

浜見台1丁目自治会規約施行規則

(目的)

第1条 この規則は、浜見台1丁目自治会規約第39条に基づき、規約の円滑及び適正な施行に資することを目的とする。

(班の編成)

第2条 規約第3条の規定による本会の区域は、次によって区分し、それぞれが班を編成する。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 第1班 | 浜見台1丁目1番 |
| (2) 第2班 | 浜見台1丁目2番, 3番 |
| (3) 第3班 | 浜見台1丁目5番, 6番 (5番4, 5号を除く) |
| (4) 第4班 | 追浜町2丁目54番 (54番6, 7号を除く)
浜見台1丁目5番4, 5号 |
| (5) 第5班 | 浜見台1丁目8番, 11番 |
| (6) 第6班 | 浜見台1丁目9番 |
| (7) 第7班 | 浜見台1丁目10番 (10番2号を除く) |
| (8) 第8班 | 浜見台1丁目10番2号 |
| (9) 第9班 | 浜見台1丁目13番 (13番1~5号を除く) |
| (10) 第10班 | 浜見台1丁目14番2号 (スカイハイツ) |
| (11) 第11班 | 浜見台1丁目14番3~8号, 12番, 13番1~5号, 15番 |
| (12) 第A班 | 浜見台1丁目4番 |

2 班に班長を置き、班を代表するとともに、第7条に規定する所掌事項を分担し、任期は1年とする。

(連絡所)

第3条 規約第4条に規定する事務所の外、会務処理の便を期するため、連絡所を浜見台1丁目自治会長宅に置く。

(入会の申込み)

第4条 規約第7条に規定する入会の申込みは、「所定のカード」を会長あて提出することによって、申込みがあったものとみなすことができる。

(会費の額)

第5条 規約第7条に規定する会費の額は、1世帯を単位として月額300円とする。

2 賛助会員の会費については、その形態、規模及び他の賛助会員との均衡を勘案し、会長が役員会の議決を経て別に定める。

(役員候補の選考)

第6条 総会において選任される役員については、あらかじめ候補者を選考する。

2 候補者の選考は、各班から選出された者、及び副会長1名によって構成された役員候補者選考委員会が行う。ただし、必要に応じてその他の会員のなかから意見を求めるための臨時委員を加えることができる。

(部所の分掌事項)

第7条 規約第10条に規定する本会の部所と所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 総務部

- 1) 各部との連絡調整に関する事。
- 2) 総会、役員会及びその他の会議に関する事。
- 3) 財産の管理に関する事。
- 4) 本会の庶務に関する事。
- 5) 他の部の所掌に属さない事項に関する事。

(2) 広報部

- 1) 本会の伝達事項に関する事。
- 2) 市及び他の機関に図書の配布に関する事。

(3) 環境対策部

- 1) 本会及び周辺地域の環境保全もしくは整備に関する事。

- (4) 厚生部
 - 1) 福利厚生に関すること。
 - 2) 環境衛生に関すること。
 - 3) 公園に関すること。
 - 4) 葬祭に関すること。
 - (5) 防災部
 - 1) 本会及び周辺地域の交通安全に関すること。
 - 2) 防火に関すること。
 - 3) 防犯に関すること。
 - 4) 災害対策に関すること。
 - (6) 青少年部
 - 1) 青少年の育成に関すること。
 - (7) 婦人部
 - 1) 女性を主体とする行事に関すること。
 - (8) 寿会
 - 1) 寿会に関すること。
 - (9) 子供会
 - 1) 子供会に関すること。
 - (10) 民生委員
 - 1) 社会福祉に関すること。
- 2 前項の部所を所掌する者は、会長が指名する。
- (補助機関)
- 第8条 会長が本会の活動の円滑な推進に必要と認めるときは、役員と協議して、目的を特定した委員会を設け、目的達成のための活動を求めることができる。
- 2 本会は、役員会の議決を経て、会務の施行に有益な意見を得るため、相談役を委嘱することができる。
- (役員班長連絡会)
- 第9条 本会は、会の活動に当たって、慣例に類しもしくは軽微な事項を協議するため、役員班長連絡会を開催することができる。
- (資産管理)
- 第10条 規約32条第1項に規定する資産の管理は、次に掲げるところによる。
- (1) 規約31条第1号の財産管理は、総務部長が所掌し、必要に応じて別に定める自治会館等の管理に関する規則に従う。
 - (2) 規約31条第2号から第5号までの資産は、会計が所掌する。
- (規則の変更)
- 第11条 この規則の変更は、別に定めるもの以外、役員会の議決を得なくてはならない。

付則

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行し、本会が地方自治法に基づき地縁による団体として、横須賀市長による認可のあった日から適用する。
追記：(横須賀市長による認可日：平成4年7月24日)
追記：(2条 班の編成 (12) を追加：令和3年5月13日)
追記：(2条 班の編成 9班と11班の区分変更：令和5年10月1日)
追記：(2条 班の編成 3班と4班の区分変更：令和6年8月1日)